令和８年（フ）第７６号
熊本県玉名郡和水町原口545番地１
債務者　松本　千春
１　決定年月日時　令和８年９月８日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
熊本地方裁判所玉名支部

令和８年（フ）第３３９号
大分市大字皆春243番地の１　サンビレッジ皆春Ａ101
債務者　野尻　結希
１　決定年月日時　令和８年９月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４３９号
大分市東春日町７番13号　外苑レジデンス406
債務者　野田　晶生
１　決定年月日時　令和８年９月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３５０号
宮崎市生目台西３丁目11番地１
債務者　我那覇脩基
１　決定年月日時　令和８年９月８日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３５４号
宮崎市佐土原町下田島20064番地７
債務者　磯田　典顕
１　決定年月日時　令和８年９月８日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３５５号
宮崎市清武町船引3636番地１、前住所宮崎市田野町乙9597番地59
債務者　山田　衣摩（旧姓齊藤）
１　決定年月日時　令和８年９月８日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３５７号
宮崎市神宮東３丁目２番17号　バンベール神宮503号
債務者　河野　　満
１　決定年月日時　令和８年９月８日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３５８号
宮崎市神宮東３丁目２番17号　バンベール神宮503号
債務者　河野　智子（旧姓原田）
１　決定年月日時　令和８年９月８日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３６４号
宮崎県児湯郡都農町大字川北17430番地１
あけぼの団地58－１－101
債務者　黒木ともみ（旧姓高橋）
１　決定年月日時　令和８年９月８日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３７０号
宮崎市日ノ出町56番地２
債務者　塚本　　毅
１　決定年月日時　令和８年９月８日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第４７号
宮崎県日南市上平野町一丁目１番地３　シャングリラⅡ201号、前住所宮崎県日南市大字星倉69番地　コーポマグノリアＡ棟205号
債務者　日高　　勝
１　決定年月日時　令和８年９月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
宮崎地方裁判所日南支部

令和８年（フ）第１１８号
宮崎県えびの市大字上江1219番イ号地
債務者　池田　康伸
１　決定年月日時　令和８年９月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
宮崎地方裁判所都城支部

令和８年（フ）第３４０号
沖縄県那覇市首里鳥堀町５丁目58番地３　ラフィーネ鳥堀Ｂ－１
債務者　廣田江梨奈（旧姓深尾）
１　決定年月日時　令和８年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第２５９号
沖縄県うるま市字赤道87番地１　しきやアパート301
債務者　島袋　美咲（旧姓上間）
１　決定年月日時　令和８年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第２７７号
沖縄県宜野湾市志真志３丁目４番12―207号　コーポＪＵＮ
債務者　桃原　卓也
１　決定年月日時　令和８年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第５９号
沖縄県名護市字宇茂佐914番地８　丸平アパート５号館302号
債務者　新里　勝美
１　決定年月日時　令和８年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
那覇地方裁判所名護支部